



2023年5月11日

各位

会社名 日本農薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩田 浩幸  
(コード：4997、東証プライム)  
問合せ先 管理本部総務・法務部長 吉岡 正樹  
(TEL. 0570-09-1177)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月21日開催予定の当社第124回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年6月16日法律第70号。以下、「産業競争力強化法」といいます。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大や、天災地変が発生し、株主総会を開催する時点においてもその影響が継続しているか、継続していることが合理的に予想されるような場合を想定しますと、株主様の健康や安全に配慮してご来場を極力ご遠慮願う対応をとりつつも、株主総会の場所を設けて株主総会を開催すること自体が、株主総会の開催方法として必ずしも最良の選択肢ではないケースが今後もあり得ると考えております。

そこで、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款第12条を変更するものであります。

なお、当社は、当該定款変更に関して、産業競争力強化法第66条第1項に従い、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

- (2) その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月21日(水) (予定)  
定款変更の効力発生日 2023年6月21日(水) (予定)

以 上

別紙 定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。 (新設)</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u>と取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>

以上